

研究者等に対する無期転換ルールについて

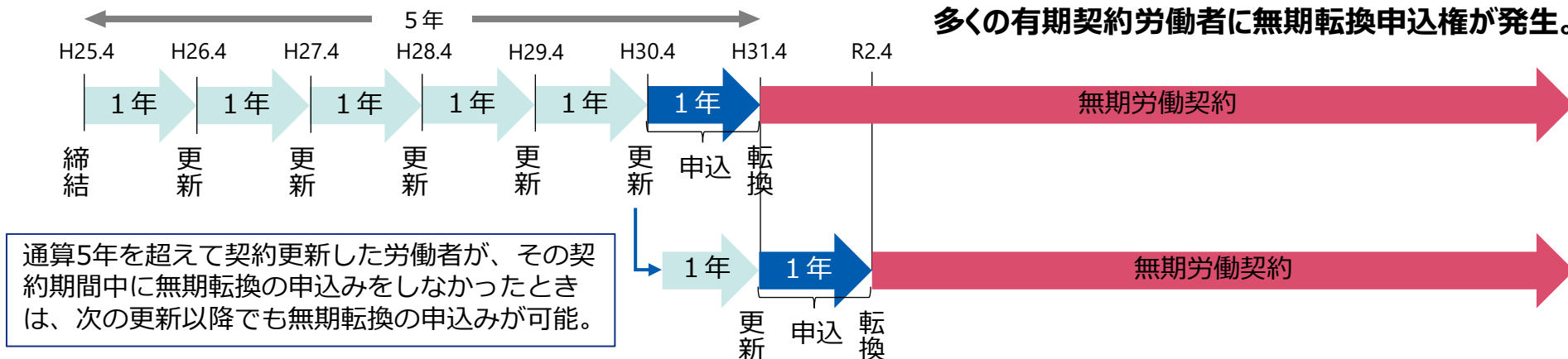
無期転換ルールの概要

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

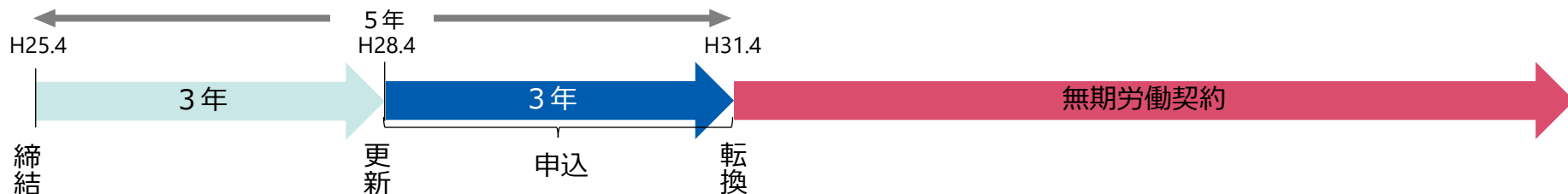
※ 通算期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めない。

※ 通算期間をリセットするクーリング期間（原則6ヶ月でリセット）の規定あり（第18条第2項）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



【契約期間が3年の場合の例】

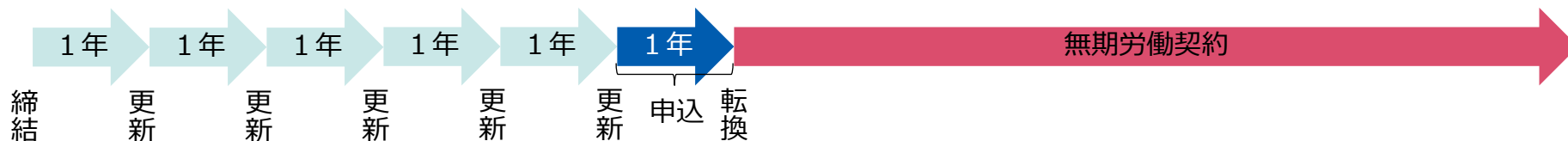


無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となる。別段の定めをすることにより、変更可能。

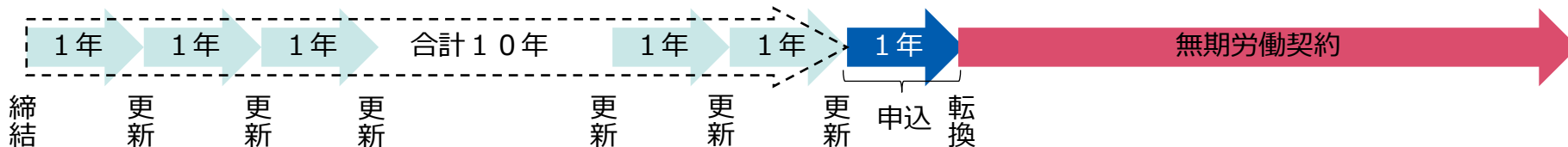
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律による無期転換ルールの特例

労働契約法上、有期労働契約が更新により通算5年を超えた場合には、労働者の申込みにより、無期転換できるが（無期転換ルール、労働契約法第18条）、大学等、研究開発法人等の研究者等については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」において、無期転換の申込みができるまでの期間を、通算10年とする特例が定められている。

【通常の企業等の場合】



【科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 特例対象の場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となる。別段の定めをすることにより、変更可能。

【特例の対象者】

- ① 研究者等であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者
- ② 研究開発等に係る企画立案、資金の確保等の運営管理業務の従事者であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者
- ③ 共同研究開発等の業務に専ら従事する研究者等であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と有期労働契約を締結した者
- ④ 共同研究開発等の運営管理業務に専ら従事する者であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と有期労働契約を締結した者

研究者等のキャリアパス支援や雇用の安定化に関する取組

<研究者が安心して研究に専念できる環境を整備するための取組>

- 文部科学省においては、研究者が安心して研究に専念できる環境を整備するため、以下のような取組を実施
 - ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドラインに基づく取組の促進
 - 国立大学運営費交付金において、若手ポストの確保をはじめとした人事給与マネジメント改革等に積極的に取り組む大学へ重点的に配分

<大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例に関する対応>

直近では各機関に対し以下の依頼を発出するなど、労働契約法の趣旨等についての周知徹底を図るとともに各機関における適切な対応を依頼

■貴法人における無期転換ルールの円滑な運用について(依頼)(令和4年11月7日付4文科科第556号)

令和5年4月1日以降、特例対象者について本格的な無期転換申込権の発生が見込まれることを踏まえ、関係機関において特例の適切な運用に向けて万全を期していただくよう改めて依頼。各機関における取組の参考として、研究者、教員等の雇用状況の改善に向けた取組例等を添付。

特例の適用にあたって留意すべき事項

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではない

- ※ このほか、リーフレット「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例について」において、以下の周知を行っている。
 - 科技イノベーション活性化法第15条の2による特例の対象者と有期労働契約を締結する場合には、相手方が特例の対象者となる旨等を原則として書面により明示し、その内容を説明すること等により、相手方がその旨を予め適切に了知できるようにするなど、適切な運用を行う必要があること
 - 大学等と有期労働契約を締結した教員等であることをもって一律に特例の対象者となるものではないことに留意する必要があること

研究者、教員等の雇用状況の改善に向けた取組例等(抜粋)

- URAは通算契約期間5年で法定の10年よりも早期に無期転換可能にしている
- 有期雇用の若手研究者の雇用安定化及び人材育成等に取り組む部局に対して支援金を配分している
- 雇用財源に外部資金(競争的研究費、共同研究費、寄附金等)を活用することで捻出された学内財源を若手ポスト増設や研究支援体制の整備などに充てている
- 法人内の研究者等の雇用に関する考え方等を公表するとともに、現在従事している有期の研究プロジェクトでの任期満了後、別の有期の研究プロジェクトに参画できる機会を提供するため、通算契約期間の上限規制を撤廃する等の新しい人事施策を公表

※無期転換ルールの特例に関する実態把握のため、「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」を実施し、各機関に改めて適切な対応を促す依頼文を発出(令和5年2月)

文部科学省「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」（令和4年度） 結果（概要）について

大学等及び研究開発法人の研究者、教員等について無期転換申込権発生までの期間（原則）5年を10年とする労働契約法の特例の対象者に関して、令和5年4月1日以降、本格的な無期転換申込権の発生が見込まれることを踏まえ、当該特例等に関する実態把握のための調査を実施。

【概要】

- (1) 調査期日： 令和4年9月1日時点 ※一部の項目については令和5年1月時点の状況を再調査
- (2) 調査対象： <機関調査> 国立大学、公立大学、私立大学、大学共同利用機関法人、研究開発法人 全846機関
(うち681機関回答)
<研究者・教員等調査> 大学等及び研究開発法人の研究者、教員等 に対する労働契約法の特例が適用されている方

主な調査結果

- 機関からの回答において、2022年度末で通算契約期間10年を迎える者（12,137人）について、2023年度以降も有期労働契約を継続するもしくは継続の可能性がある者（継続の場合、労働者に無期転換申込権が発生）が5,424人（44.7%）、未定の者が4,997人（41.2%）等となった。
- 調査に回答のあった機関中、特例対象者に対し特例の対象となる旨を伝えている機関は、今後早期に伝える予定としている機関も含め432機関（88.5%）、特例対象者に対し制度の概要や無期転換申込手順を伝えている機関は、今後早期に伝える予定としている機関も含め416機関（85.2%）となった。（令和5年1月の追加調査結果も含む）
- 研究者、教員等への調査の結果については、回答が任意であるため約6,900人からの回答となったが、その範囲において、無期転換を希望する者が3,814人であった。

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策（2022年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抄）

次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化の一環として、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省感染症対策部の設置とともに、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、新たな専門家組織を創設することとされた

3. 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

- 政府対策本部の各府省庁等に対する強力な権限（総合調整及び指示等）及び感染症対応の中核を担う厚生労働省との一体的対応を背景に、行政各部の感染症危機への対応を統括し、司令塔機能を担う組織として「内閣感染症危機管理統括庁（仮称。以下同じ。）」を設置する。

そのために必要となる法律案を次期通常国会に提出し、令和5年度中に設置することを目指すこととする。

(1) 組織

- ① これまで内閣官房で担ってきた政府対策本部の事務や水際対応など、感染症対応に係る総合調整事務は、平時・有事一貫して内閣感染症危機管理統括庁が一元的に所掌することとし、各府省庁等における感染症危機に係る対応を司令塔として統括する。
- ② 内閣感染症危機管理統括庁は、感染症危機への対応に関し、内閣総理大臣（以下「総理」という。）及び内閣官房長官を直接支える組織として内閣官房に置くこととし、庁の長である内閣感染症危機管理監（仮称）は、内閣官房副長官クラスとする。この他に、
 - ・内閣感染症危機管理監補（仮称）を代行として、
 - ・内閣感染症危機管理対策官（仮称。以下同じ。）を次長相当として設置する。

4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し

(1) 感染症対策部の設置

厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため、健康局に「感染症対策部」を設置し、内閣感染症危機管理対策官に充てられた医務技監の下、内閣感染症危機管理統括庁との連携を図り、平時からの感染症危機への対応準備に係る企画立案（省内全体のとりまとめ）を担うとともに、感染症法、予防接種法、検疫法等に係る業務を行う。また、(2)の感染症等に関する新たな専門家組織を管理する。

(2) 感染症等に関する新たな専門家組織の創設

国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、以下の機能を有する新たな専門家組織を創設する。

- ① 感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点
- ② 国際保健医療協力の拠点
- ③ 高度先進医療等を提供する総合病院をはじめ両機関が現在担っている事業等の着実な実施

(3) (略)

- (4) 上記(1)～(3)については、次期通常国会に必要な法律案を提出し、(1)(3)については令和6年度の施行、(2)については令和7年度以降の設置を目指す（感染症等に関する科学的知見の基盤整備は、感染症法等の改正も反映させつつ早期に取り組む⁵）。

「国立健康危機管理研究機構（仮称）」への特例適用について

新たな専門家組織である「国立健康危機管理研究機構（仮称）」は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律上の試験研究機関等である「国立感染症研究所」と研究開発法人である「国立国際医療研究センター」を統合するもの。

新たな専門家組織についても、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律上の研究開発法人とする方向であり、これまでと同様の労働契約法の特例が適用されることになる。

＜試験研究機関等＞

- ・ 経済社会総合研究所
- ・ 科学警察研究所
- ・ 国立教育政策研究所
- ・ 科学技術・学術政策研究所
- ・ 国立医薬品食品衛生研究所
- ・ 国立保健医療科学院
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所
- ・ **国立感染症研究所**
- ・ 動物医薬品検査所
- ・ 農林水産政策研究所
- ・ 国土技術政策総合研究所
- ・ 気象研究所・高層気象台
- ・ 地磁気観測所・環境調査研修所
- ・ 消防大学校・法務総合研究所
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター
- ・ 国土地理院
- ・ 気象大学校・海上保安大学校
- ・ 防衛装備庁航空装備研究所
- ・ 陸上装備研究所
- ・ 艦艇装備研究所
- ・ 次世代装備研究所
- ・ 千歳/下北/岐阜試験場
- ・ 防衛研究所・自衛隊中央病院
- ・ 防衛大学校・防衛医科大学校
- ・ (独) 農林水産消費安全技術センター
- ・ (独) 製品評価技術基盤機構
- ・ (独) 国立印刷局

＜研究開発法人＞

- ・ 日本医療研究開発機構
- ・ 情報通信研究機構
- ・ 酒類総合研究所
- ・ 国立特別支援教育総合研究所
- ・ 国立科学博物館
- ・ 物質・材料研究機構
- ・ 防災科学技術研究所
- ・ 量子科学技術研究開発機構
- ・ 科学技術振興機構
- ・ 日本学術振興会
- ・ 理化学研究所
- ・ 宇宙航空研究開発機構
- ・ 海洋研究開発機構
- ・ 日本原子力研究開発機構
- ・ 労働者健康安全機構
- ・ 医薬基盤・健康・栄養研究所
- ・ 国立がん研究センター
- ・ 国立循環器病研究センター
- ・ 国立精神・神経医療研究センター
- ・ **国立国際医療研究センター**
- ・ 国立成育医療研究センター
- ・ 国立長寿医療研究センター
- ・ 農業・食品産業技術総合研究機構
- ・ 国際農林水産業研究センター
- ・ 森林研究・整備機構
- ・ 水産研究・教育機構
- ・ 経済産業研究所
- ・ 産業技術総合研究所
- ・ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ・ 土木研究所
- ・ 建築研究所
- ・ 海上・港湾・航空技術研究所
- ・ 自動車技術総合機構
- ・ 国立環境研究所
- ・ 環境再生保全機構

国立健康危機管理研究機構（仮称）を設立。法人形態は「特殊法人」として検討中

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の**研究開発法人として規定する**